

自然災害や火災に遭われた方への支援制度

自然災害（風水害、地震等）や火災による被害が発生した場合に、被災された方の一日も早い復旧のお手伝いをするため、以下のような支援を行っています。

ただし、(★)の制度は、火災に遭われた方は対象外です。

制 度	概 要 ・ 対 象	受付窓口	備考
個人市民税の減免	①所有住宅または家財の損害割合が10分の3以上かつ前年中の所得が1,000万円以下の方 ②農作物の減収による損害額が、平年の農作物収入の10分の3以上かつ前年中の所得が1,000万円以下で、そのうち農業所得以外の所得が400万円を超えない方 ③災害により死亡または障がい者となった方	市民税課	り災証明書、本人確認書類 ほか
森林環境税(国税)の免除	①所有住宅または家財の損害割合が10分の3以上かつ前年中の所得が500万円以下の方 ②所有住宅または家財の損害割合が10分の5以上かつ前年中の所得が500万円を超え750万円以下の方 ③農作物の減収による損害額が、平年の農作物収入の10分の3以上かつ前年中の所得が1,000万円以下で、そのうち農業所得以外の所得が400万円を超えない方 ④災害により死亡または障がい者となった方		り災証明書、本人確認書類 ほか
固定資産税の減免	土地、家屋、償却資産に被害があった方（減免率100%～40%）	固定資産税課	り災証明書、本人確認書類
市税の納税猶予	被害の状況により、市税の納付が困難な場合、納税を猶予します	納税課	内容により必要書類は異なります
各種証明書の発行手数料の免除(★)	住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書の発行手数料の免除 ※申請時期等によっては利用できない場合があります	区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室、中央区役所時間外証明窓口	り災証明書、本人確認書類 印鑑登録証、り災証明書、本人確認書類
	所得課税証明書、固定資産関係証明書、納税証明書、その他の税証明書の発行手数料を免除します	市民税課、区税務室、区役所区民課、総合出張所、河内まちづくりセンター芳野分室 ※中央区役所時間外証明窓口でも取得可	り災証明書、本人確認書類 ※所得課税証明書は中央区役所時間外証明窓口でも取得可
		市民税課、区税務室（その他の税証明書）	り災証明書、本人確認書類
国民健康保険料の減免	水害により床上浸水以上の被害を受けた方、水害以外の災害で建物等が被害を受けた方（価格の10分の3以上の被害）、農作物の被害を受けた方（平均年収の5分の1以上の被害） ※保険等による補てんがある場合はその分を控除します	国保年金課 区役所区民課	マイナ保険証または資格確認書、り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予	災害により、その世帯の被保険者が死亡したり、身体障害者となったり、又は資産に重大な被害を受けた方等、世帯主の申請により、3カ月以内に限る減免や6カ月以内に限る徴収猶予があります（実収入月額を基準生活費と比較し、減免割合や徴収猶予を決定）		マイナ保険証または資格確認書、り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
後期高齢者医療保険料の減免	災害により、建物等に著しい被害（10分の3以上）を受けた方、農作物の被害を受けた方（所得等の減少割合が10分の3以上）（農業等以外の所得が400万円を超える場合は対象外） ※保険等による補てんがある場合は減免額が変わります		マイナ保険証または資格確認書、り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
後期高齢者医療保険一部負担金の減免	災害により、建物等に著しい被害を受けた方、農作物の被害を受けた方について、申請月から、6カ月以内に限り減免します（実収入月額を基準生活費と比較し、減免割合を決定）		マイナ保険証または資格確認書、り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
国民年金保険料の免除	国民年金第1号被保険者で納付が困難な方（学生を除く）（建物等に2分の1以上の被害があった場合） ※保険等による補てんがある場合はその分を控除します		本人確認書類、り災証明書
学生の国民年金保険料納付特例	国民年金第1号被保険者の学生で納付が困難な方（建物等に2分の1以上の被害があった場合） ※保険等による補てんがある場合はその分を控除します	区役所区民課 総合出張所	年金手帳、り災証明書、学生証の写し又は在学証明書等
特別障害給付金及び障害基礎年金の支給	所得制限により特別障害給付金や20歳前に初診日のある傷病の障害基礎年金の支給が停止されている方で、被害により収入減が認められる方（建物等に2分の1以上の被害があった場合）について、支給の停止を解除します。 ※保険等による補てんがある場合はその分を控除します		本人確認書類、り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
介護保険料及び介護保険サービス利用料の減免	災害により著しい被害を受けた方について、被害の程度や保険料の段階によって減免します	区役所福祉課 介護保険課	被保険者証、り災証明書（又は被害を証明できるもの）

制 度	概 要 ・ 対 象	受付窓口	備考
障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除 (★)	災害により著しい被害を受けた方について、被災された方の利用者負担を免除します	障がい福祉課 児童相談所	申請書、受給者証、り災証明書 (又は被害を証明できるもの)
ひとり親家庭への貸付	現に居住し、かつ所有する建物を補修し、保全し、改築又は建設し、購入し、増築するために必要な経費の貸付を行います	母子父子相談室 (大江交流室内) 区役所保健こども課	り災証明書、印鑑 見積書又は実地調査等による確認
	災害により支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められる場合、各種資金について貸付を受けた方の償還金の支払いを猶予します		り災証明書、印鑑
児童扶養手当の災害特例措置	災害により建物等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の被害を受けた場合に、所得による支給制限を解除する特例措置を行います	区役所保健こども課	児童扶養手当証書 り災証明書、写真
特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当の災害特例措置	災害により建物等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の被害を受けた場合に、所得による支給制限を解除する特例措置を行います	区役所福祉課 総合出張所	り災証明書、印鑑、 写真等
保育所等保育料の減免	火災、風水害、震災その他の災害により、支給認定保護者等が所有する住宅に著しい損害を受けた方について保育所等保育料を免除します※減免率100%～30%(納期限未到来分)	保育幼稚園課 区役所保健こども課	り災証明書
災害弔慰金及び見舞金の支給	災害により被害を受けた方で、支給要件に該当する方へ支給	健康福祉政策課 区役所福祉課	り災証明書 ※内容により必要な書類は異なります
飲用井戸水等の水質検査 (★)	災害により建物等に被害を受けたご家庭で、上水道の未給水又は断水している世帯の井戸水等の水質検査を行います	環境総合センター	り災証明書 (又は被害を証明できるもの)
廃棄物処理手数料の減免	災害により発生したごみ (災害が直接起因して発生したごみに限る) のうち、市の処理施設で処理できるものを搬入する際の廃棄物処理手数料を減免します	廃棄物計画課	廃棄物処理手数料減免申請書 (使用する車両のナンバー記載が必要) り災証明書、被害状況がわかる写真
災害し尿の収集 (★)	住居用に供しているくみ取り便槽が災害により満水となり、トイレの使用ができなくなった世帯の緊急くみ取りを実施します ※水洗 (浄化槽) トイレを除く	浄化対策課	—
建築確認申請、許可申請及び完了検査申請手数料の免除	災害により被害を受けた建物等を、被災後1年以内に建築等する場合に免除 (構造計算適合性判定手数料・建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を除く) します	建築指導課	手数料免除申請書、り災証明書
開発許可申請及び建築許可申請手数料の免除 (★)	災害により被害を受けた建物等を、被災後1年以内に建築する場合に免除します	開発指導課	り災証明書、印鑑
市営住宅への入居	災害により被害を受けた方 (入居資格を要する方) を公募の例外扱いで、優先します	市営住宅管理センター (市営住宅課)	り災証明書 ※内容により必要書類は異なります
水道料金の減免 (★)	風水害又は地震その他の自然災害により、床下浸水又は半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された場合、水道料金を減免します	上下水道局料金課	り災証明書
下水道使用料の減免 (★)	風水害又は地震その他の自然災害により、床下浸水又は半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された場合、下水道使用料を減免します		
農業集落排水処理施設使用料の減免 (★)	風水害又は地震その他の自然災害により、給水装置の破損による漏水や、床下浸水又は建物の半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された場合、使用料を減免します。	北東部農業振興センター 農業振興課 西南部農業振興センター 農業振興課南農業振興室	り災証明書
教科書の給与	災害により教科書を損失した市立小中学校の児童生徒への教科書給与	教育委員会指導課	学校への届出

※各種制度について、詳しくはそれぞれの担当課へお問い合わせください。

※「り災証明書」は、事前に調査が必要な場合がありますので、詳しくは以下の担当課へお問い合わせください。

【自然災害】 (住家) 健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所 (店舗、事業所、工場等) 商業金融課 (農水産業関係) 農業支援課

【火災】 消防局総務課